

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 市庁内体制

①秋田市中心市街地活性化調整委員会の設置

秋田市中心市街地活性化基本計画の策定に際して、庁内調整を図るとともに、基本計画の円滑かつ確実な実施を図るため、平成19年5月に庁内組織として標記調整委員会を設置している。

平成27年度からは都市整備部都市総務課が事務局となり、活性化に向けた庁内の取組をまとめ、中心市街地活性化基本計画の策定に取り組んでいる。

また、委員が所属する課所室担当職員で構成するワーキング会議を設置し、委員会に提出する案件の調整、資料の作成、その他必要な作業を行った。

秋田市中心市街地活性化調整委員会 委員名簿

委員長	都市整備部長	
副委員長	都市整備部理事	
委員	総務部総務課長	企画財政部企画調整課長
	企画財政部財政課長	観光文化スポーツ部観光振興課長
	観光文化スポーツ部文化振興課長	秋田市民交流プラザ管理室副参事
	市民生活部生活総務課長	福祉保健部福祉総務課長
	産業振興部商工貿易振興課長	建設部建設総務課長
	建設部道路建設課長	建設部道路維持課長
	建設部公園課長	都市整備部都市総務課長
	都市整備部都市計画課長	都市整備部交通政策課長
	都市整備部住宅整備課長	秋田駅東地区土地区画整理工事事務所長
	教育委員会総務課長	

秋田市中心市街地活性化調整委員会 ワーキング会議名簿

リーダー	都市総務課長	
メンバー	総務部総務課課長補佐	企画財政部企画調整課課長補佐
	企画財政部財政課課長補佐	観光文化スポーツ部観光振興課課長補佐
	観光文化スポーツ部文化振興課副参事	秋田市民交流プラザ管理室副参事
	市民生活部生活総務課課長補佐	福祉保健部福祉総務課課長補佐
	産業振興部商工貿易振興課課長補佐	建設部建設総務課課長補佐
	建設部道路建設課主席主査	建設部道路維持課副参事
	建設部公園課主席主査	都市整備部都市計画課副参事
	都市整備部交通政策課副参事	都市整備部住宅整備課副参事
	秋田駅東地区土地区画整理工事事務所主席主査	教育委員会総務課課長補佐

開催経過

開催日	会議名・議事等
平成27年11月5日	ワーキング会議 (1) 秋田市中心市街地活性化基本計画(前計画)の掲載事業について (2) 秋田市中心市街地活性化アクションプランの掲載事業について (3) 次期秋田市中心市街地活性化基本計画へ掲載する事業について
平成28年1月22日	ワーキング会議 (1) 前計画掲載事業について (2) 前計画事業費について (3) アクションプラン掲載事業について (4) 次期基本計画新規事業について
平成28年2月16日	調整委員会 (1) 前計画およびアクションプランについて (2) 次期基本計画について
平成28年4月20日	調整委員会 (1) 次期基本計画の策定方針について (2) 各種アンケート調査および商店街ヒアリング調査の結果について (3) 次期基本計画の骨子案および掲載事業(案)について (4) 次期基本計画策定における課題について
平成28年6月7日	調整委員会 中心市街地活性化基本計画の素案と課題について
平成28年8月25日	ワーキング会議 次期秋田市中心市街地活性化基本計画の原案および掲載事業について
平成28年8月31日	調整委員会 次期秋田市中心市街地活性化基本計画の原案および課題について
平成28年11月25日	調整委員会 次期秋田市中心市街地活性化基本計画について

②秋田市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

平成27年6月議会	「コンパクトシティの実現及び中心市街地活性化のさらなる推進について」、「コンパクトシティによるまちづくり及び中心市街地活性化のさらなる推進について」といった陳情があり、採択されている
平成27年9月議会	中心市街地活性化基本計画策定着手について議会への説明 一般質問にて、県・市連携文化施設をはじめとする各種事業や、歩行者動線についての質問
平成27年11月議会	一般質問にて、前計画の検証、次期計画の策定方法、各事業について質問
平成28年2月議会	代表質問にて、次期計画の策定について、テーマや方針、方向性に関する質問
平成28年6月議会	基本計画骨子案の説明 一般質問にて、前計画の総括と次期計画の核となる事業について、エリアなかいちにおける活性化策、中心市街地のにぎわい創出についての質問
平成28年9月議会	基本計画原案の説明
平成28年11月議会	基本計画申請案の説明

(2) 地域住民、有識者、民間事業者等を交えた中心市街地活性化に関する検討の場

ア 中心市街地商店街等会長会議

開催日	議事等
平成28年4月28日	民間事業者による中心市街地活性化基本計画掲載事業の確認 中心市街地への来街・回遊環境について
平成28年6月14日	新たな魅力の創出による交流人口の増加に向けて インバウンド対策・商業競争力向上に向けた取組について

イ 千秋公園一体的にぎわいづくり検討委員会

開催日	議事等
平成28年1月22日	検討委員会の設立について 今後の進め方について
平成28年3月4日	広小路商店街で行ったアンケート調査結果について
平成28年3月22日	アンケート調査の分析について 事業概要について

ウ 秋田市地域公共交通協議会

開催日	議事等
平成27年2月17日	第2次秋田市公共交通政策ビジョンの策定について ほか
平成27年6月9日	第2次秋田市公共交通政策ビジョンの策定について ほか
平成27年11月10日	第2次秋田市公共交通政策ビジョンの策定について ほか
平成27年12月3日	第2次秋田市公共交通政策ビジョンの策定について ほか
平成28年1月20日	第2次秋田市公共交通政策ビジョンの策定について ほか
平成28年2月17日	バス路線廃止の意向の申出について ほか
平成28年3月3日	第2次秋田市公共交通政策ビジョンの策定について ほか
平成28年6月3日	地域公共交通関係先進事例調査について ほか

エ 秋田市チャレンジショップ出店候補者審査委員会

開催日	議事等
平成27年4月28日	チャレンジショップ出店候補者の審査について
平成28年4月28日	チャレンジショップ出店候補者の審査について

オ 出店計画審査委員会（中心市街地商業集積促進事業出店計画審査委員会）

開催日	議事等
平成27年5月21日	中心市街地内の空き店舗への出店候補者の審査について
平成28年2月5日	中心市街地内の空き店舗への出店候補者の審査について
平成28年3月11日	中心市街地内の空き店舗への出店候補者の審査について
平成28年7月26日	中心市街地内の空き店舗への出店候補者の審査について

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 秋田市中心市街地活性化協議会

秋田商工会議所および（公財）秋田市総合振興公社が共同設立者となり、秋田市が策定しようとする中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画およびその実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的として、平成19年11月9日、秋田市中心市街地活性化協議会を設立した。

委員名簿

区分	法令根拠	所 属	役職等	役 員
共同設置者	法第15条1項1号	公益財団法人 秋田市総合振興公社	理事長	副会長
		公益財団法人 秋田市総合振興公社	総務課長	
	法第15条1項2号	秋田商工会議所	会頭	会 長
		秋田商工会議所	副会頭	
商業者等	法第15条4項	秋田市駅前広小路商店街振興組合	理事長	
		秋田市広小路商店街振興組合	理事長	監 事
		秋田市大町商店街振興組合	理事長	
		秋田市通町商店街振興組合	理事長	
		仲小路振興会	会長	
		川反外町振興会	会長	
		秋田市南通商店街振興組合	理事長	
		秋田市有楽町商栄会	会長	
権利者	法第15条4項	秋田まちづくり(株)	代表取締役	
		なかいちビル管理組合	理事長	
		協同組合 秋田市民市場	理事長	
秋田市	法第15条4項	都市整備部	部長	監 事
有識者	法第15条8項	公立大学法人 秋田公立美術大学	准教授	
		国立大学法人 秋田大学	副理事	
交通事業者	法第15条8項	東日本旅客鉄道(株)秋田支社	執行役員 秋田支社長	
		秋田中央交通(株)	専務取締役	
地域経済	法第15条8項	(株)秋田銀行	代表取締役頭取	
		(株)北都銀行	取締役頭取	
NPO 関連	法第15条8項	NPO法人 秋田バリアフリーネットワーク	理事長	
		久保田城址歴史ボランティアの会	会長	

(2) 協議会開催状況

中心市街地活性化協議会（前期計画が終了した平成26年以降のみ記載）

開催日	議事等
平成26年6月24日	秋田市中心街地活性化基本計画（前計画）の検証結果について 商店街まちづくり事業の調査事業の申請について
平成26年10月29日	前期中活計画の内閣府への最終報告 商店街まちづくり事業の調査事業の申請結果 まちなかプロジェクトチームトライアル事業の実施状況
平成27年3月26日	まちなかプロジェクトチームトライアル事業の進捗状況 秋田市中心市街地活性化アクションプラン（案）について
平成27年6月30日	秋田市中心市街地活性化アクションプランについて
平成27年10月13日	次期秋田市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた動向について 秋田市中心市街地にぎわい創出事業の実施について 秋田市中心市街地のその他動向について ほか
平成28年3月24日	次期秋田市中心市街地活性化基本計画の策定状況について 地域商業自立促進事業について ほか
平成28年6月30日	「次期秋田市中心市街地活性化基本計画」草案について 「芸術文化ゾーン」（案）について
平成28年9月2日	「次期秋田市中心市街地活性化基本計画」原案について
平成28年12月1日	「秋田市中心市街地活性化基本計画」（案）について
平成29年3月30日	「秋田市中心市街地活性化基本計画」の認定について 県・市連携文化施設整備計画について
平成29年6月1日	秋田市中通CCRC拠点整備事業について 中心市街地商店街活性化支援事業の募集結果について ほか
平成29年12月19日	秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業の進捗について 秋田市中心市街地活性化協議会事業の進捗について ほか
平成30年2月7日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第1回変更案）に関する意見書
平成30年3月26日	秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業について 秋田市中心市街地活性化協議会事業について ほか
平成30年6月5日	中心市街地の活性化に向けた取組に関する報告 ほか
平成30年10月19日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第2回変更案）に関する意見書
平成30年12月21日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第2回変更）について 秋田市中心市街地活性化基本計画（第3回変更案）について 秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業について ほか

平成31年2月15日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第3回変更案）に関する意見書
平成31年3月27日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第3回変更）について 秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業について ほか
令和元年6月4日	秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業の進捗についてほか
令和元年12月25日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第4回変更案）について 秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業について ほか
令和2年2月12日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第4回変更案）に関する意見書
令和2年3月23日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第4回変更）について 秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業について ほか
令和2年6月3日	秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業の進捗について ほか
令和2年12月24日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第5回変更案）について ほか
令和3年2月10日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第5回変更案）に関する意見書
令和3年3月25日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第5回変更）について 秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業について ほか
令和3年6月1日	秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業について ほか
令和3年12月23日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第6回変更案）について ほか
令和3年12月24日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第6回変更案）に関する意見書
令和4年3月22日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第6回変更）について 秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業について ほか

秋田市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 秋田商工会議所及び公益財団法人秋田市総合振興公社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で秋田市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、秋田市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 秋田市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 秋田市中心市街地の活性化に関する委員相互の意見及び情報交換
- (3) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施（協議会の構成）

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 秋田商工会議所
- (2) 公益財団法人秋田市総合振興公社
- (3) 法第15条第4項の規定に該当する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者（協議会の組織）

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、秋田商工会議所会頭をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長が委員の中から指名する者をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とし、再任を妨げない。ただし、任期途中交代による後任の会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員)

第7条 委員は、第4条各号に該当する者をもって充てる。ただし、団体、企業等にあっては、その構成員が指名する者をもって委員とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(入会)

第8条 第4条各号に掲げる者で協議会の委員として入会しようとする者は、その旨を会長に申し出なければならない。

(退会)

第9条 委員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に申し出なければならない。

2 委員が死亡したとき又は第4条各号に規定する者でなくなったときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第10条 委員が、協議会の名誉を毀損し又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたときは、協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

2 前項の規定により委員を除名しようとするときは、除名の議決を行う会議において、その委員に弁明の機会を与えなければならない。

(会議の招集)

第11条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集するとき、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第12条 会議は、委員（委任状による代理出席を含む。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

5 会議は、第三者の傍聴を認める。

6 会議を開催したとき、会議の議事録を作成し、公開する。

(協議結果の尊重)

第13条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第14条 協議会の目的を達成するため、必要に応じ、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営、その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務局を秋田商工会議所に置き、事務を処理する。

(公告)

第16条 協議会の公告は、協議会のホームページに掲示して行う。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第18条 協議会の収入は、負担金、補助金及びその他の収入による。

2 協議会の支出は、調査費、通信費、事務費、会議費、その他運営に要する経費とする。

(監査)

第19条 協議会の出納を監査するため、監事2名を置く。

2 監事は、会長が協議会の同意を得て委員の中から選任する。

3 監事の任期は、委員の任期とする。

4 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(解散)

第20条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、協議会の解散の日をもって打ち切り、秋田商工会議所がこれを決算する。

(特定個人情報の取扱い)

第21条 特定個人情報（マイナンバー）に関する事務については、秋田商工会議所特定個人情報保護規則に準じて行うものとする。

(補足)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項については、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成19年11月9日から施行する。

2 協議会設立時の委員、会長及び副会長の任期は、第6条第5項及び第7条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 第17条の定めにかかわらず、初年度の会計年度は、設置に要した費用の発生日から平成20年3月31日までとする。

4 第21条を加える改正は、平成28年6月30日から施行する。

(3) 協議会から提出された意見書

平成28年12月2日

秋田市長 穂積 志 様

秋田市中心市街地活性化協議会
会 長 三 浦 廣



秋田市中心市街地活性化基本計画（案）に関する 意 見 書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、秋田市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書を提出いたします。

秋田市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「基本計画案」という。）は、秋田市の中心市街地を活性化させる計画として概ね妥当なものであると判断する。

なお、基本計画案の推進にあたっては、次の事項について十分ご配慮いただきたい。

1. 中心市街地交通体系の在り方について研究・検討する場の設置

基本計画案の実施により、中心市街地への車輻・歩行者通行量の変化が想定されることから「一方通行の見直し」「公共交通の在り方」「歩行者回遊性の向上」など、望ましい来街・回遊環境について検討する場を設置し、県や交通事業者、周辺商店街、商工会議所等との団体と幅広く対応策についてご検討いただきたい。

2. 県民会館が空白となる期間の対応措置の検討

基本計画案の中核事業である県・市連携文化施設の建設期間中は、県民会館を利用した各種大会等が代替施設での開催となり、中心市街地への波及効果が長期に渡って減退することから、中心市街地から代替施設までのシャトルバス運行支援や中心市街地賑わい事業の更なる拡充など、その影響が最小限のものとなるようご支援いただきたい。

3. 追加となる事業への柔軟な対応

今後、基本計画案に掲載されていない事業が具現化した場合は、同計画への追加を行うなど柔軟な対応をお願いしたい。

以上

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズに基づく事業及び措置の集中実施

地域の現状等に関する統計的データ、アンケート調査等から得られた市民ニーズに基づいて、中心市街地の活性化を実現するために必要かつ効果的な事業を位置付け、重点的、集中的に取り組むこととする。

基本方針1 多様な人々が行き交い、新しい文化を育む舞台の形成	
課題：中心市街地への来街者・交流人口の誘引	
＜現状データ、市民ニーズ等＞	＜重点的、集中的に取り組む事業＞
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地循環バスについては、利用者は増加傾向にある。 ・ 中心市街地には、64箇所約4,500台の時間貸駐車場が設けられているが、市民アンケート調査で駐車場の整備を求める意見が多い。 ・ 中心市街地の小売店舗数、小売業年間商品販売額は減少傾向にある。 ・ 市民アンケートによると、食料品や衣料品を扱う店舗の立地要望が高いが、中心市街地では生鮮品等を扱う店舗が減少している。 ・ 中心市街地を訪れた方の滞在時間は、1～3時間程度が多い。 ・ 観光入込客数の秋田市全体に対する中心市街地が占める割合は高いものの、行事観光客数が多く、施設利用者数は比較的少ない状況にある。 ・ 千秋公園は中心市街地を象徴する観光資源であるが、入込客数は震災前の水準に戻っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティサイクル導入調査事業 ・ 中心市街地循環バス運行事業 ・ 秋田駅前北第一地区市街地再開発事業 ・ ノーザンステーションゲート秋田プロジェクト ・ 旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備 ・ 官民連携秋田駅周辺活性化事業 ・ 千秋公園整備事業 ・ 旧県立美術館活用事業 ・ 文化創造プロジェクト推進経費 ・ 広小路インバウンド対策事業

基本方針 2 快適な居住環境の形成と既存ストックの有効活用

課題：持続的なまちなか居住、定住化の促進

<現状データ、市民ニーズ等>	<重点的、集中的に取り組む事業>
<ul style="list-style-type: none"> ・市全体の人口は漸減傾向であるが、中心市街地の人口は増加傾向にある。 ・平成 20 年以降、賃貸マンション・分譲マンション合せて約 200 戸増加している。 ・高齢者の中心市街地離れが顕著である。 ・中心市街地の小売店舗数、小売業年間商品販売額は減少傾向にある。 ・中心市街地に居住する際に重要視する点として生鮮品などの買物環境が挙げられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなか居住推進事業（空き家定住推進事業） ・秋田版 C C R C 事業 ・中心市街地出店促進融資あっせん制度 ・店舗魅力向上推進事業 ・秋田市民市場活性化事業（再形成事業）

基本方針 3 店舗を主とした事業所の立地促進と市民活動の推進

課題：恒常的なにぎわいの確保とまちの活力の向上

<現状データ、市民ニーズ等>	<重点的、集中的に取り組む事業>
<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗の転用用途が住宅や駐車場になっている。 ・低未利用地は減少傾向にあるものの、約 13ha 程度散在している。 ・生鮮食品業種の店舗の多くが廃業等を考えている。 ・低未利用地の積極的な活用を考えている所有者は少ない。 ・中心市街地で整備、充実させる施設として、商業施設や医療施設が求められている。 ・中心市街地に居住している方が、生活の場として欲しいものとして、商業施設や融雪歩道等の意見が多い。 ・中心市街地内で 16 団体が様々な活用を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備 ・中心市街地出店促進融資あっせん制度 ・中心市街地商業集積促進補助制度（空き店舗支援） ・小売業等チャレンジ支援事業 ・秋田版 C C R C 事業 ・消融雪施設整備事業 ・中心市街地まちづくりイベント支援事業 ・「美術館の街」活性化事業 ・市民活動育成・支援事業

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

① 中心市街地に関する啓発活動

市民の意見を把握するため、「秋田市中心市街地活性化基本計画（原案）」に対するパブリックコメントを平成28年10月18日から11月11日までの25日間実施した。その結果、9名から38件の意見が寄せられ、本計画策定の参考としている。

② 地域住民等を対象とした協議・検討の場

中心市街地内およびその周辺商店街等の会長・役員ほかに対し個別ヒアリングを実施し、各商店街の課題や要望、活性化に向けた取組などを把握した。

実施日	商店街等名称
平成28年2月8日	秋田市駅前広小路商店街振興組合
	秋田市大町商店街振興組合
	仲小路振興会
平成28年2月12日	秋田市南通商店街振興組合
	秋田市有楽町商栄会
	すずらん通り商店会
平成28年2月13日	秋田市通町商店街振興組合
平成28年2月17日	川反外町振興会
	秋田市横町商店街
平成28年3月2日	秋田市広小路商店街振興組合